

公共施設及び公益的施設の帰属と管理に関する協定書

河合町(以下「甲」という。)と開発者_____ (以下「乙」という。)とは、都市計画法(以下「法」という。)第32条で規定する協議により、乙が行う開発行為で新たに設置される公共施設及び公益的施設(以下「公共公益施設」という。)について、河合町開発行為に関する指導要綱第21条第2項の規定により次のとおり協定を締結する。

(開発行為の概要)

第1条 乙が行う開発行為の概要は、次のとおりとする。

- (1) 開発区域 所在地：河合町 _____
面積：_____ m²
- (2) 開発の目的 _____

(公共公益施設の帰属と管理)

第2条 当該開発行為により新たに設置される公共公益施設の帰属と管理の内容について次のとおりとする。

種類	所在地	面積等	概要	管理者	所有者	帰属時期	移管時期

- 2 当該開発行為により新たに設置される公共公益施設等の検査、帰属及び移管手続きは、公共施設及び公益的施設の帰属と管理に関する要綱に基づき行う。
- 3 乙は、公共公益施設の帰属に必要な図書を開発行為に関する工事の完了検査までに甲に提出する。ただし、完了検査後に作成される図書についてはこの限りでない。
- 4 前項の規定による図書及び公共公益施設等の登記等に要する費用は、乙の負担とする。
- 5 公共公益施設等の移管時期までの管理に要する費用は、乙の負担とする。

(開発行為の譲渡及び権利義務の履行)

第3条 乙は、移管手続きの完了前に開発行為に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡しようとする場合は、甲と協議した上で、乙により譲渡を受けようとする者に経緯を説明しこの協定を履行させる。

(疑義等の決定)

第4条 この協定に定められた事項に関して疑義が生じたときは、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上決定し処理する。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 北葛城郡河合町池部一丁目1番1号
河合町
河合町長

印

乙

印